

### これから所得再分配政策

第1章では、1990年代以降に雇用が急激に悪化し、低賃金の非正規社員が増えて、格差が拡大するとともに、急速に少子高齢化が進み、成長率も低下したことを確認した。

こうした経済環境の悪化をもたらしたのは、90年代以降、アベノミクスが始まるまでの日銀の金融政策がもたらした長期にわたるデフレと、デフレ脱却に本格的に取り組み始めて一年しか経っていない時期（2014年4月）のこの時に実施した消費税増税を筆頭とする緊縮財政である。

したがって格差を縮小し、少子化を止める正攻法の政策は、財政政策と、金融政策が協調して。デフレから完全に脱却することである。

しかし、格差を縮小するためには、デフレ脱却のためのマクロ経済政策だけでなく、税と社会保障制度から構成される所得再分配政策も重要である。

そこで、第2章では、日本の税と社会保障制度が、所得再分配政策として、どのように機能してきたかを検討した。

そこで明らかになったことは、その機能が欠陥を抱えているため、日本の貧困問題は先進国の中でも比較的深刻な状態にあり、生活保護世帯から抜け出せない人が増え、低成長と急速に進む少子高齢化によって、年金の世代間格差が拡大し、年金の実質的破綻が危惧される状況にある、といった深刻な問題の存在であった。

このような諸問題を解決するためには、デフレを脱却しつつ、成長率、特に少子高齢化が進む下では1人当たり成長率を引き上げる政策が必要である。

第3章と第4章では、1人当たり成長率を高めるという効率性にかかわる問題についての解決策を提案した。

それは、デフレを脱却して人手不足経済を維持しつつ、産業保護政策から公正な競争政策へ転換し、雇用市場を転職しやすい市場に向けて改革（雇用市場の自由化）することである。

こうした改革を進めるためには、積極的労働市場政策を推進することが重要である。

そこで、このでは右のような成長政策に伴っておきる可能性がある格差拡大を止めるための所得再分配政策の改革案を提示する。

なお、この問題は多岐に渡るため、最も重要と考える点（格差を縮小するための税と社会保障のあり方、生活保護制度と年金制度の改革）に絞って検討する。

### 新しい所得再分配制度で貧困を減らす

日本は再分配前の格差を問題にしがち

格差を減らす資本所得への「段階的分離課税」

税逃れはマイナンバーで防ぐ。

当局が所得と資産を把握できていない現実  
日本の所得再配分政策の問題点  
世界で標準になりつつある「負の所得税」  
ベーシックインカム制度の限界  
負の所得税は生活保障としても機能する  
日本の給付付き税額控除制度を考える  
配偶者控除は世代に適しているか  
働かせる気のない生活保護制度  
積極的な就労支援のために

### 年金制度は世代で閉じる積立方式

バランス・シートで読み解く年金問題。  
積立金がゼロになることを認めた政府  
積立金がゼロになるとどうなるか  
積立方式へ移行する際の壁  
「年金清算事業団」と新型相続税  
財源を相続税に求める理由  
鈴木構想をより現実的にする方法  
相続税の強化で街の景観が損なわれる？  
景気にも年金財政にもプラスな新型相続税  
年金がもたらす世代内格差  
国民年金未加入者と未納問題にどう対処するか

### 提案した所得再配分政策のまとめ

こので提案した所得再配分政策の改革案をまとめておく

- ① 資本所得税の行き過ぎた優遇措置によって生じている総所得税率の逆累進制（総所得が1億円を超えると所得税率が低下するという問題）を是正するために、資本所得に対して段階的分離課税を導入する。
- ② ワーキングプアの解消と税率がフラット化し過ぎた所得税の累進度を引き上げるために、累進的な負の所得税方式の給付付き税額控除制度を導入する。
- ③ 次のような。切れ目のないセーフティネット整備する。  
A 第1のセーフティネットは、負の所得税方式の給付付き税額控除制度である。  
B 第2のセーフティネットとして、雇用保険制度に就業支援等のプログラムを導入する。これは2014年度改正で実現しているの、今後の成果を見ながら改善して行く段階に入っている。

C 第3のセーフティネットとして、雇用保険受給資格のない稼働能力のある人に対して現行の求職者支援制度を拡充し、雇用保険金に相当する給付金を税金で負担し、雇用保険制度の就業支援プログラムへの参加を義務付け、その成績評価を記録するジョブカードを作成し、就活に役立てる。この「ジョブカード」の作成は、他の就業支援制度にも適用する。

D 稼働能力を欠いた人（障害者や高齢者）の最後の砦として生活保護制度を整備する。

④ 現行の修正賦課方式年金制度を、長い時間かけて、積立方式へ移行させる。その際、「年金清算事業団」を創設し、年金純債務をその事業団に移す。「年金清算事業団」が返済する年金純債務の財源は、返済を終えるまでの時限的な新型相続税に求める。同事業団は事業団債を発行することができることとし、新しく創設された積立方式の積立金をその事業団債で運用することができるようにする

⑤ A 日本年金機構に、自営業者のような第1号被保者から税金と同様に強制的に保険料を徴収することを義務づける。仮に、日本年金機構がこの義務を履行しないならば、国民年金保険料取り立て専門の機関を創設し、必要な人員は、日本年金機構の職員から配置転換して確保する。

B 厚生年金加入を免除されている中小企業の従業員には、国民年金への加入を認め、企業は、国民年金の保険料を従業員の給与から源泉徴収する。

## まとめ

本書では日本の1990年代以降の「格差」は、ジニ係数だけでは把握できない正規社員と非正規社員の二極化とその固定化や相対的貧困の増加などの問題を抱えていること、それらの根本的な原因は、90年代以降の日銀の長期デフレを招いた金融政策にあることを述べて来た。

したがって、本書で提案した諸改革もデフレ脱却に成功しなければ成果は上がらない。

ところが、日本では、「格差」にせよ「少子化」にせよ、その根本的原因がデフレであるという認識が極めて希薄である。

この「デフレの悪に無頓着」な状況は、例えば、日本の労働問題研究者の論文集である。玄田有史論、「人手不足なのになぜ賃金が上がらないか」（慶應義塾大学出版会）において、その根本的な原因が長期デフレにより労組双方に埋め込まれてしまった「デフレ・マインド」にあるにもかかわらず、「デフレ」という言葉が1回も出てこないことに象徴的に表れている。

「デフレが悪である」ことは、一般に論的であったと考えられている、20世紀から21世紀にかけて最大の経済学者であるジョン・メイナード・ケインズとミルトン・フリードマンも一致しており、欧米ではデフレに陥らないように金融政策を運営することは常識である。

さらに、1930年代の大不況やリーマン・ショックのような金融危機に際して、デフレに陥らないためには、金融の「量的緩和」が最も有効であることも、経済学界では一致してい

る。(もちろん何事も一部の例外はあるが)。

ところが、日本では、デフレ脱却を専門に考えるべきマクロ経済研究者の多数派が、日本銀行がデフレ脱却のために実施している「量的・質的金融緩和」に反対している状況である。

このようなデフレに関する日本のマクロ経済研究者の無理解が、デフレから脱却しようとしている矢先の2014年に消費増税の実施を許してしまい、デフレからの完全脱却が未だにできずにいる主たる原因である。

このような状況にかんがみて。本書では、長期デフレが「格差と貧困」をもたらすことを改めて明確にする事を試みたが、「デフレが悪である」ことについては著者の「なぜデフレを放置していけないか」(PHP新書)でより詳しく論じている。

日本におけるもう1つの解決を迫られる問題は、本書で繰り返し述べたように、「自称リベラル派」が格差や貧困(相対的貧困)といった「デフレの悪」を理解しないまま、むしろ「失業を増やし、格差を拡大する」ような政策批判を繰り返していることである。

そもそも、デフレ化の「消費増税」を「財政と社会保障の再建を可能にする」として主張したのは、選挙で掲げた「マニフェスト」を、解散選挙で民意を問うことなく平気で破った「旧民主党」である。それにも関わらず「立憲」を掲げていることは不思議な現象である。

自称リベラル派が「経済無知」であるため(立憲民主党にも旧民主党にも経済に精通している人はごく少数ながら存在するが、執行部になれないことが最大の問題である)、アベノミクスの真に足りない点を修正できずに、専ら政権のスキャンダル追求に時間を費やしている政治状況は、日本にとって不幸なことである。

「権力は腐敗する」という言葉があるように、政権交代の可能性も全くない長期政権は、民主主義にとっては危うい状況である。

著者が世間で「リベラル」を「自称リベラル」と蔑視するような言葉で呼ぶのは、彼らが「憎い」ためではない。彼らに多少とも「経済学」(ただし、非マルクス主義経済学)を学んでもらえた上で、日本を真に「リベラル」な良き社会にするために、政治や言論活動に取り組んでもらいたいと、強く望むからである。